

「(仮称)彦根市上下水道事業審議会」の 設置について

令和5年(2023年)12月20日(水)

彦根市公共下水道事業審議会資料

彦根市公共下水道事業審議会

彦根市水道料金審議会

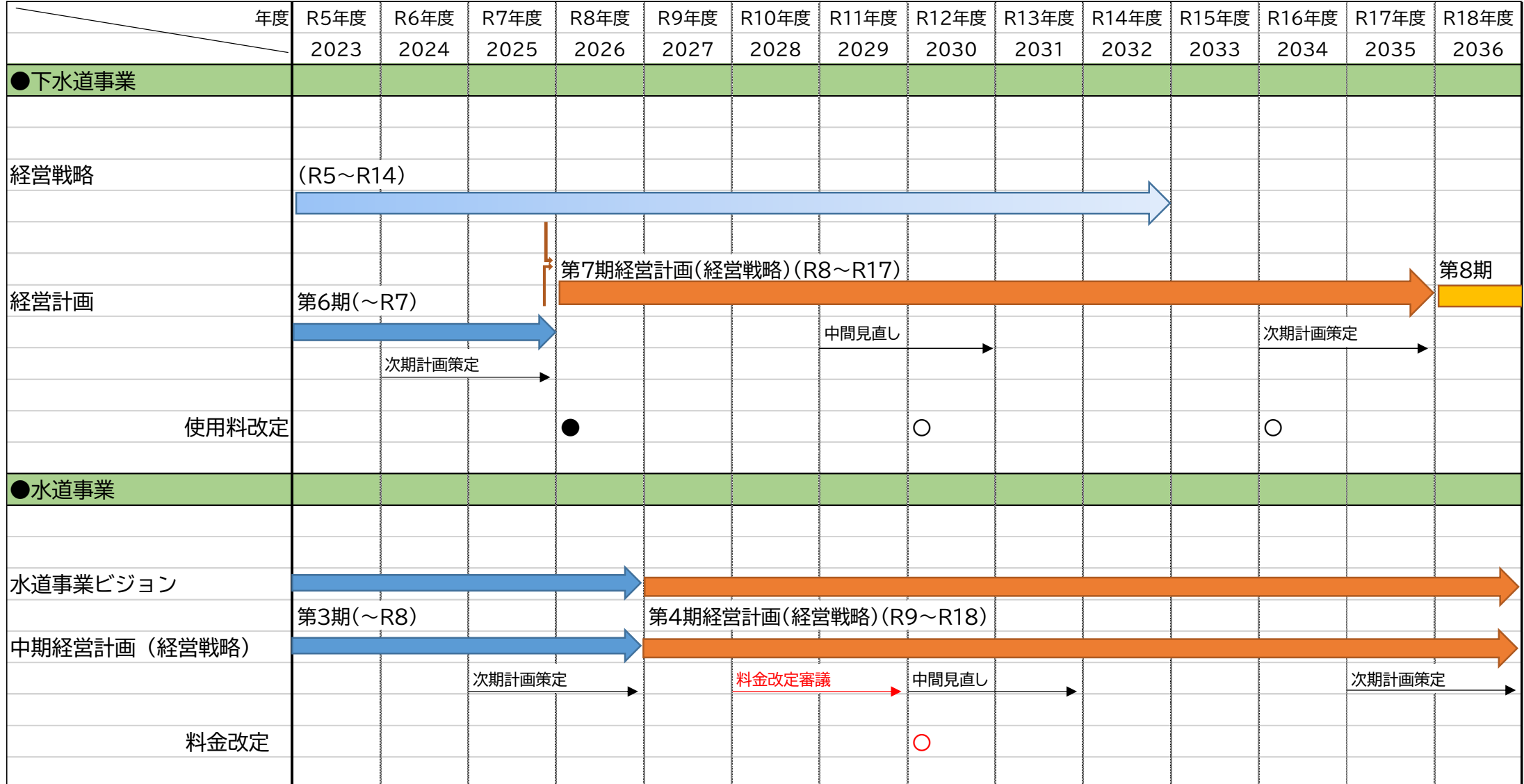
彦根市水道事業経営等検討委員会

彦根市上下水道事業
審議会

```
graph LR; A[彦根市公共下水道事業審議会] --> D[彦根市上下水道事業審議会]; B[彦根市水道料金審議会] --> D; C[彦根市水道事業経営等検討委員会] --> D;
```

条例等 名 称	○彦根市公共下水道事業審議会条例	○彦根市水道料金審議会条例	○彦根市水道事業経営等検討委員会 設置要綱
制 定	平成元年10月5日条例第26号	平成3年3月27日条例第1号	平成28年9月1日水道事業告示第20号
最終改正	平成23年3月23日条例第5号	平成26年3月27日条例第20号	
設 置	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、彦根市公共下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。	第1条 彦根市水道事業給水条例(平成10年彦根市条例第5号)の規定に基づき市が徴収する水道料金その他水道料金制度に関する事項(以下「水道料金等」という。)について審議するため、彦根市水道料金審議会(以下「審議会」という。)を置く。	第1条 彦根市水道事業(以下「水道事業」という。)の経営等に関する事項について検討するため、彦根市水道事業経営等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。
所掌事務	第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、 <u>彦根市公共下水道事業に関する重要な事項について調査審議する。</u>	第2条 審議会は、彦根市水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、 <u>水道料金等について審議する。</u>	第2条 委員会は、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の求めに応じ、次に掲げる事項について検討を行い、管理者に意見を述べるものとする。 <u>(1) 水道事業の経営に関すること。</u> <u>(2) 水道事業の各種計画に関すること。</u> <u>(3) 水道事業の評価に関すること。</u> <u>(4) その他水道事業に関し管理者が必要と認める事項に関すること。</u>

計画等策定スケジュール(見込)



彦根市上下水道事業審議会条例(原案) 1/3

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、彦根市上下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、彦根市水道事業および彦根市下水道事業に関する重要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 受益者代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

彦根市上下水道事業審議会条例(原案) 2/3

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(会議の開催方法の特例)

第7条 会長は、やむを得ない理由により、委員が審議会の開催場所に参集することが困難であると認めるときは、映像および音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を活用して審議会を開くことができる。

2 前項の規定により開く審議会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ会長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、オンラインによる方法で審議会に出席した委員は、審議会の開催場所に参集して出席したものとみなして、前条第3項および第4項の規定を適用する。

第8条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面による方法により審議会を開くことができる。

2 前項の規定により開く審議会においては、書面により表決、意見等の提出を受ける等により、審議会の出席に相当する職務を行ったものとみなして、第6条の規定を適用する。

彦根市上下水道事業審議会条例(原案) 3/3

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(彦根市水道料金審議会条例および彦根市公共下水道事業審議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 彦根市水道料金審議会条例(平成3年彦根市条例第1号)

(2) 彦根市公共下水道事業審議会条例(平成元年彦根市条例第26号)